

令和2年4月8日

利用者、関係者、地域の皆さまへ

特定非営利活動法人つどい
理事長 原 泰夫

新型コロナウイルス感染拡大による「緊急事態宣言」の発令と
法人つどいの事業について

日頃より、当法人の運営にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、政府より「緊急事態宣言」が東京都に発令されました。法人つどいは障害者の生活介護事業、短期入所・自立体験事業、相談支援事業、グループホーム事業と障害のある方の生活に関わる多くの事業を展開しています。私たちは東京都及び世田谷区からの要請に従いながら、できる限り現行のサービスと支援を維持していく考えです。

1. 各事業所におけるサービス提供については東京都及び世田谷区の要請に従います。そのため事業所によっては、サービスの停止、縮小、形態の変更などを行う場合があります。
2. 継続する事業においては、更に厳しく感染予防に努めます。
状況は日々変化しております。各事業所の運営状況については、その都度情報を提供してまいります。
詳細は法人ホームページ (<https://tsudoι.tokyo>) をご覧ください。

各事業所連絡先：

玉堤つどいの家 : 03-5706-6951

東北沢つどいの家 : 03-3465-1832

身体障害者自立体験ホームなかまっち : 03-5758-2626

ぽーとたまがわ・なかまっち相談室 : 03-6411-6590

グループホームきぬた : 03-5494-1901

以上